

倒壊した場合に前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物とは

耐震改修促進法 施行令 第4条 (通行障害建築物の要件)

- そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が以下のときは を超える範囲において、当該前面道路の幅員が を超えるときは 以上の範囲において、国土交通省令で定める距離を加えた数値を超える建築物

イ 当該前面道路の幅員が 以下の場合

ロ 当該前面道路の幅員が を超える場合 当該前面道路の幅員の に相当する距離

